



福島県立梁川高等学校
令和元年5月29日
校長だより
知性 誠実 責任
第 16 号

■ 梁川高校「学校いじめ防止基本方針」

梁川高校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年）等の国の方針に則り、以下の考えから「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。

- いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えること
- いじめを受けた生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものと認識すること
- 本校生徒の尊厳を保持すること

（1）基本理念として

いじめは、どの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。

いじめは、生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となりうる行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養う。

いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県・市町村・学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

（2）いじめの定義とは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（イン

ターネットを通じて行われるものを含む) であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめに当たるかどうかの判断に当たっては

- ① いじめられた生徒の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、「いじめ対策委員会」を活用すること。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

(4) 対応策として

- ① いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「いじめ対策委員会」を設ける。
- ② 心の通う対人交流の能力を養うことがいじめの防止に役立つことを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ④ 教職員に対し、いじめの防止等に関わる研修会を実施する。
- ⑤ 保護者や地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。
- ⑥ いじめの早期発見のための取組を行う。
 - 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。
 - 面接旬間や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
 - 「ふくしま24時間子どもSOS」や「ダイヤルSOS」など、いじめに関する通報及び相談を受け付ける機関が、生徒に活用されるよう周知を図る。

ふくしま24時間子どもSOS	0120-916-024	(24時間)
ダイヤルSOS	0120-453-141	(月～金 10:00～17:00)
いじめ110番	0120-795-110	(月～金 9:00～17:00)

(5) 梁川高校の基本方針

梁川高校は、生徒一人ひとりを大切にしながら、地域を支える人材を育成し、地域から信頼される学校づくりを進め、いじめを防止していきます。